

西条市アウトドア活動拠点施設指定管理者業務仕様書

西条市アウトドア活動拠点施設（以下「アウトドアオアシス」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 基本的事項

(1) 管理運営に係る基本理念

指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があるが、特に、アウトドアオアシスの指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。

また、西条市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとする。

ア アウトドアオアシスの目的及び事業に基づいた管理運営を行うこと。

イ 公の施設であることを念頭において、利用者への奉仕及び公平な管理運営等を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

ウ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。

エ アウトドアオアシスが最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。

オ 管理区域内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

カ 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

キ 西条市と密接に連携を図りながら管理運営等を行うとともに、西条市の施策に対し積極的に協力するよう努めること。

(2) 関係規定の遵守

指定管理者は、アウトドアオアシスの管理運営を行う上では、次に掲げるものをはじめ、関係する規定を遵守しなければならない。

ア 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）、行政手続法（平成５年法律第８８号）ほか行政関係法令

イ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法

律第 57 号) 等労働関連法規

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号)

エ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)

オ 西条市火災予防条例 (平成 16 年西条市条例第 206 号)

カ 西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例 (平成 30 年西条市条例第 28 号)、西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則 (平成 31 年西条市規則第 1 号)

キ 西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 17 年西条市条例第 20 号)、西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 (平成 17 年西条市規則第 15 号)

ク 西条市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年西条市条例第 25 号)、西条市個人情報の保護に関する法律施行細則 (令和 5 年西条市規則第 22 号)

ケ 西条市情報公開条例 (平成 16 年西条市条例第 11 号)、西条市情報公開条例施行規則 (平成 16 年西条市規則第 15 号)

コ その他管理運営に適用される法令

※ 指定期間中に、上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

2 施設の概要

(1) アウトドアオアシス石鎚本館

ア 構造等

鉄筋コンクリート 3 階建 (延床面積 : 3,204.65 m²)

1 階 事務室、ビジターセンター、クライミング施設、アウトドア用品売場、人工滝・池、トイレ

2 階 アウトドア用品売場、展示コーナー、トイレ

3 階 大ホール、中会議室 1・2、小会議室 1・2、トイレ

イ 建築時期

平成 11 年度 (平成 30 年度改修)

(2) おあしす市場

ア 構造等

鉄筋コンクリート造及び木造平家建 (延床面積 : 271.03 m²)

地場産品等売場、トイレ

イ 建築時期

平成 11 年度 (平成 30 年度改修)

(3) イベント広場

芝生広場（面積：3,000 m²）

(4) キャンプ場

オートサイト（10区画）、フリーサイト（10区画）

(5) その他

駐車場（一般駐車場、石鎚山サービスエリア第二駐車場）、屋外トイレ、子ども広場

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設の管理運営に関する業務

ア 施設の使用許可及び減免に関する業務

イ 利用料金の設定及び徴収に関する業務

指定管理者は、西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を設定すること。

なお、指定管理者が利用料金を設定するに当たっては、施設の有効活用の観点及び収支状況等を踏まえ、適切なものとする。

また、利用料金について、市長の承認を受けたときは、速やかに公表するとともに、変更する場合は、施設の仮予約又は利用を許可した利用者に対しての説明や、新料金の施行に当たって一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

ウ 施設の受付・案内業務

エ 施設の利用促進に関する業務

オ 事故防止に関する業務

カ 管理運営に関する経理事務等

キ その他施設管理運営に関する業務

(2) アウトドア活動拠点施設としての業務

ア ビジターセンターに関する業務

(ア) 来訪者に対して、市内のアウトドア関連情報の提供

(イ) 来訪者に対して、観光情報・周辺情報の提供

(ウ) 安全なアウトドア環境構築（装備、心得等）情報の提供

(エ) 周辺地域を活用したアクティビティマップの作成・提供

イ クライミング施設の運営に関する業務

(ア) 利用者が安心・安全に利用できるように施設を管理できる人材の配置

(イ) クライミング体験に必要な装備（ヘルメット、ハーネス等）の管理

(ウ) クライミングを気軽に楽しむための講習会の開催

ウ アウトドアの普及に向けた業務

- (ア) 市内の広大な自然環境の活用についての情報収集業務
- (イ) 独自のホームページほか、様々な媒体を活用し、全国へ向けての積極的な情報発信業務
- (ウ) アウトドアアクティビティに関する講習会の開催
- (エ) アクティビティやアウトドアツアーガイド養成講座の開催
- (3) 施設の維持管理に関する業務

指定管理者は、アウトドアオアシスの機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、施設等の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行うこと。

 - ア 施設の日常清掃・衛生管理業務
 - イ 施設及び設備等の修繕等
 - ウ 施設及び設備等の保守点検業務等
 - エ その他施設の維持管理に関する業務
- (4) その他業務
 - ア 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、5年間保存すること。
 - イ 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度末までに翌年度の管理運営等に関する事業計画書を作成すること。
 - ウ 業務報告書の提出

利用者数、利用料金等について、月報を作成すること。
 - エ 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に、以下の内容について事業報告書を提出すること。

 - (ア) 管理運営の体制
 - (イ) 管理業務の実施状況
 - (ウ) 利用者数の実績
 - (エ) 利用料金の収入の状況
 - (オ) 管理に係る経費の収支状況
 - (カ) その他必要な事項

4 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、施設

の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

5 モニタリングの実施

別に定める「西条市指定管理者モニタリングマニュアル」により当該施設に関してモニタリングを実施することとする。

なお、モニタリングの評価結果は市のホームページ等で公表する。

6 特記事項

(1) 組織及び人員配置

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 館長相当職を1名配置すること。

ウ 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

エ 職員に対して研修を実施し、適切な管理運営に努めること。

オ 雇用については、可能な限り地元から採用すること。また、現在、当施設に勤務している職員のうち、希望する者は、極力雇用されるよう配慮すること。

(2) 事故及び緊急時の対応

ア 管理区域内において、事故又は故障が発生したときは、西条市に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする（小松中央公園と松山自動車道石鎚山サービスエリアとの兼用工作物の管理に関する細目協定第5条第1項に基づく連絡体制を含む。）。

ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

イ 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

ウ 利用者、来所者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応すること。

エ 万一の事故等に備え、施設賠償保険に加入すること。

(3) その他

ア 合併処理浄化槽関連経費は、西条市が負担するため、指定管理の範囲外とする。ただし、合併処理浄化槽の機能が適正に保たれるようにするため、指定管理者は、設備を正しく使用・管理するとともに、節水に努めること。

イ 屋外（キャンプ場を含む。）の樹木や芝生の維持管理は、小松中央公園の管理者である西条市が行うこととする。ただし、屋外（キャンプ場を含む。）の良好な環境を維持するため、指定管理者は、管理区域内における日常清掃を行い、適正な衛生管理に努めること。

ウ 自動販売機の設置については指定管理者が行い、それに伴う収入についても指定管理者の収入とするが、設置台数等については西条市の承認を得ること。また、業務報告書及び事業報告書にて、収支を報告すること。

エ 指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、清掃や警備等、個別の具体的業務を第三者へ委託することはできる。

オ アウトドアオアシス及び地域の活性化に資するため、石鎚山サービスエリア及び椿交流館との連携や、西条市が主催、共催、後援及び協賛するイベント等への協力に努めること。

カ 指定管理者が指定管理業務開始前に行うことが想定される業務は、次のとおりである。

（ア）協定項目についての西条市との協議

（イ）利用料金等の設定

（ウ）配置する職員等の確保、職員研修

キ 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合には、双方で協議し、決定するものとする。